明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第四片裏面

1.「四法」欄は、表1に従ってコードを記載してください。
　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）第14条第1項の規定に基づいて手納を行う場合は、「5」を記載してください。
2.「手続種別」欄は、表2に従ってコードを記載してください。

○表1　四法コード

四　法	コード
特　許	1
実用新案	2
意　匠	3
商　標	4
共　通	5

○表2　手続種別コード

手　続　名	コード
出願関係の手続	010
審査請求又は実用新案技術評価の請求	011
承継の届出	012
期間の延長又は期日の変更の請求	013
書類、ひな形若しくは見本の閲覧、謄写の請求又は秘密意匠を示すべきことの請求	021
証明の請求	022
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第2条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う閲覧の請求又はファイルに記録されている事項を記載した書類の交付の請求	023
特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求	024
書類の謄本又は抄本の交付の請求	025
特許証又は登録証の再交付の請求	026
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律又はこれに基づく命令関係の手続	030
審判又は再審の請求	040
異議の申立て	041
判定の請求、裁定の請求、裁定の取消しの請求、審判若しくは再審への参加申請、異議の申立てについての審理への参加申請又は明細書若しくは図面の訂正の請求	042
特許料又は登録料の納付（設定登録、更新登録又は更新登録申請時に納付するもの）	051
特許料、割増特許料、登録料又は割増登録料の納付（051以外のもの）	052
手納	060

第四片裏面

1.「四法」欄は、表1に従ってコードを記載してください。
2.「手続種別」欄は、表2に従ってコードを記載してください。

○表1　四法コード

四　法	コード
特　許	1
実用新案	2
意　匠	3
商　標	4

○表2　手続種別コード

手　続　名	コード
出願関係の手続	010
審査請求又は実用新案技術評価の請求	011
承継の届出	012
期間の延長又は期日の変更の請求	013
書類、ひな形若しくは見本の閲覧、謄写の請求又は秘密意匠を示すべきことの請求	021
証明の請求	022
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第2条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う閲覧の請求又はファイルに記録されている事項を記載した書類の交付の請求	023
特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求	024
書類の謄本又は抄本の交付の請求	025
特許証又は登録証の再交付の請求	026
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律又はこれに基づく命令関係の手続	030
審判又は再審の請求	040
異議の申立て	041
判定の請求、裁定の請求、裁定の取消しの請求、審判若しくは再審への参加申請、異議の申立てについての審理への参加申請又は明細書若しくは図面の訂正の請求	042
特許料又は登録料の納付（設定登録、更新登録又は更新登録申請時に納付するもの）	051
特許料、割増特許料、登録料又は割増登録料の納付（051以外のもの）	052